

会 議 録

会 議 名	平成２３年度第８回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	(1) 第７回審議会の審議結果等について（報告） (2) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（その５） (3) その他
日 時	平成２３年１２月１７日（土） 午後１時００分から午後４時００分まで
場 所	野田市役所８階大会議室
出席委員氏名	立本 英機、富所 富男、恵 小百合、石塚 一男、 那須野 平一、佐藤 盛、江原 敬二、大柴 由紀、 小暮 正男、笹木 勝利、知久 浩、千葉 美佐子、 平井 和子、古橋 秀夫、松島 高士、柳 勘一郎、 横張 一郎、石原 義雄、小倉 妙子、長南 博邦、 小俣 文宣、小室 美枝子、高梨 守、竹内 美穂、 鶴岡 潔、中村 利久、松本 睦男
欠席委員氏名	鎌野 邦樹、瀧 和夫、岡田 稔、青木 重
事務局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春（環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、相島 一美（清掃第一課長）、大和 一夫（関宿クリーンセンター長）、中村 清八（関宿クリーンセンター主幹兼課長補佐兼収集係長）、菅野 透（清掃計画課長補佐）、皆川 賢一（清掃計画課計画係長）、知久 友行（清掃計画課主任技師）、青木 秀夫（清掃計画課主任主事）、小沼 京治（清掃計画課主任主事）、中山 高裕（清掃計画課主任技師）、代田 明洋（清掃計画課主任主事）、佐藤 裕（教育委員会学校教育部長） オブザーバー：中外テクノス株式会社 ３名
傍 聴 者	１１名
議 事	平成２３年度第８回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻になりましたので、ただ今より第8回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を始めます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。最初に、本日の傍聴者の方はおいででしょうか。

清掃計画課長補佐

いらっしゃいますので入室をお願いします。

(傍聴人入場)

立本会長

傍聴者の方をお願いいたします。傍聴券の裏側に注意事項等が書いてあると思いますが、それをお守りいただき、会議の運営に支障のないようお願いしたいと思います。最初に事務局から発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

清掃計画課長補佐

事務局より、議事進行前に何点か御報告をさせていただきます。本日の審議会は、委員総数31名のうち27名に御出席いただいています。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。本日は、鎌野委員、瀧委員、岡田委員、青木委員の4名が所用のため欠席でございます。

続きまして、本日お配りしました会議資料の確認をさせていただきます。郵送した資料に加えて、第7回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写し、12月1日号の市報と併せてお配りしました自治会回覧、松島委員からの意見書、33ページの差し替えを本日お手元に配付させていただきます。

それから恐縮ですが、郵送でお配りしました後、本編と資料編に訂正がございますので、御報告させていただきます。まず、「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の本編の1ページの2行目で「平成15年6月合併から8年近く」としていますが、「8年余りが経過しました」に、29ページの「3. ごみ処理システムの整備・拡充」「(1) 新清掃工場の建設」で「炭素型社会」としていますが、「低炭素型社会」に訂正をお願いしたいと思います。それから、資-25の「表4-1 減量化後の推計値」で、「集団資源回収ごみ」という表現を「集団資源回収」に訂正いただければと思います。まだ精査して幾つかあるかと思いますが、冒頭3点ほど資料の訂正をお願いします。

それから、本日の会議は、議事録作成のために録音させていただいております。また、野田市審議会等の会議に関する要項の規定によりまして、公開会議

となっております。冒頭、会長から傍聴者の入場が許可されましたが、本日5名の方から傍聴の申し出がありましたので御報告させていただきます。

会議に先立ちまして、事務局からの報告事項は以上です。この後の議事進行、立本会長、よろしくお願い申し上げます。

2 議事

立本会長

それでは、議事に入らせていただきます。最初の議事は、第7回審議会の審議結果等ですが、何か問題がございますか。特にないようですと省略させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それでは、2つ目の議事ですが、「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の素案についてです。素案の作成に当たり、私ども5人の学識経験者で、これまでの審議会における3R対策や骨子案の議論を踏まえて取りまとめました。

この資料の説明は、調整役を務めていただきました富所職務代理から全体を通して、どういう趣旨で取りまとめたかを述べます。その後、章で分けて皆さんの意見等をお聞きして、加筆あるいは削除等を、述べていただくことにしたいと思います。

長南委員

先ほどの資料の訂正に加えて、ほかにも間違いではないかと感じるところが2点あります。

基本計画本編の5ページ、図2-1-1で丸印の折れ線は、「世帯数」となっていますが、「世帯当たりの人数」ではないでしょうか。

それから19ページの「(2) 市民意識の向上」、「1) 分別の徹底」の3行目、「不燃ごみも16.1%」と書いてありますが、句点の「。」になっています。これを小数点に変えていただきたい。

清掃計画課長補佐

御指摘のとおり、訂正させていただきます。

立本会長

それでは、訂正のほどをお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

富所委員

一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物処理法における以下の６点の要件に沿って説明した。

- (１) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (２) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (３) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (４) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (５) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (６) その他の一般廃棄物の処理に関し必要な事項

また、焼却処理施設の規模について算定方法を説明した。

恵委員

「市民・事業者・行政の協働による循環型社会のさらなる推進」のタイトルの意味と中小規模事業者に対する排出抑制の配慮、事業の規模によらず意識改革を行い、市民、事業者、行政の三者の連携強化を行う旨の説明をした。

立本会長

我々のほうで素案を作りましたが、できるだけ優しい表現をしようと努力はしましたが、難しいところもあると思います。皆さんから御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

まず、第１章、基本的事項はいかがでしょうか。問題点、加筆あるいは削除等がありましたらお願いしたいと思います。

江原委員

第１章は要旨的なことなので、審議する対象ではないと思います。

立本会長

分かりました。それでは、第２章。

小室委員

第３節 将来計画の概況（８ページ）下から３行目で、「不燃物処理施設における知的障がい者の雇用に配慮します」という文面で、労働安全衛生法が関係してくると思いますので、健康診断や作業環境測定などは法律の中で含まれていると思いますが、「雇用と健康管理」という言葉に変更を提案したいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

将来計画の概況は野田市の総合計画の部分をそのまま載せていただいています。従って、これは会長等で作った部分ではありませんので、よろしくお願いします。

長南委員

第2節 産業の概況（7ページ）の2行目、「醤油醸造などの地場産業が昔から盛んであったことから、製造業の割合が比較的高くなっています」とありますが、製造業の中身が推移をしていると思いますので、今どういう傾向があるかという表現が必要ではないかと思います。

それから、その下に農業、第一次産業が書かれていますが、第三次産業もかなりごみを出すので、第三次産業の分析も記述が必要ではないかと思います。

立本会長

ありがとうございました。ただいま、長南委員が言われました製造業の傾向、あるいは第三次産業の件についてはどういたしましょうか。

先ほどの小室委員が言われた「雇用と健康管理」は、事務局から総合計画の表現と整合させているということですが、議事録には残りますが、この委員会で入れたほうがいいのではないのでしょうか。

江原委員

第3節 将来計画の概況（8ページ）は、障がい者だけではなく健康のことを明記したほうが審議会としてはいい、入れておくべきと考えます。

第2節 産業の概況（7ページ）は、製造業の割合より第三次産業の割合が大きいので、第三次産業について明記する必要があると考えます。

小俣委員

第3節 将来計画の概況は、今どき職場環境で健康に配慮するのはごく当たり前の話で、将来計画の概況なので雇用というのは入るけれど、健康に配慮するというのはなじまないのでは要らないと思います。

富所委員

第3節 将来計画の概況で、健康の問題はもちろん大事ですが、ここで記述をする必要があるかという点で、当然、法律要件でもあり、全体のバランスもあるので、議事録に明記しておくということによいのではないかと思います。

第2節 産業の概況で、第三次産業の現状は、将来的な事業系ごみの推計のベースにもなり、第三次産業が全体の70%を占めているので触れておいたほうがいいと思います。どのような触れ方をするかは、また考えさせていただけれ

ばと思います。

立本会長

それでは、製造業の傾向及び第三次産業の現状については、表現は任せていただいて加筆をするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それと、雇用と健康管理については議事録には残しますけれども、文章の中には「雇用」ということによろしいでしょうか。

大柴委員

先ほど事務局から、総合計画に書かれているので、基本的には変更しないということがありましたが、ほかにありましたら最初に事務局から具体的におっしゃってください。

富所委員

事務局の発言よりも、審議会の性格上ここで結論を出すべきだと思います。ですから、事務局に求めるより、自分たちがどうするかを決めるべきだと思います。

江原委員

8 ページは、会長が「雇用」とすると言われましたが、ここでは、「不燃物処理施設における知的障がい者の雇用」と特定してしまっています。ですので「健康」については議事録に入れますということでしたが、「雇用」とつながった文章として「健康」を入れるようお願いしたいと思います。

長南委員

江原委員の御心配は誠に有り難いのですが、仮に知的障がい者ではなくて普通の健常者でも健康は当然配慮されるべきで、ここには不燃処理施設には知的障がい者の雇用をするという表現で、知的障がい者だから雇用と健康ということでもないと思います。行政の全体の計画は、実際に不燃物処理施設を建設していますが、そういったことも十分議論をして健康を前提に作っていますから、ここでは「雇用」ととどめてもよいのではないかと思います。

那須野委員

新不燃物処理施設の建設に係るメンバーの1人ということで検討させていた

だいています。当然、知的障がい者と同時に健常者の健康上ということで、施設に相当配慮しています。特に知的障がい者と出たのは、作業と能力がよく合っており、採用するには一番いいので、こういう文言が出たと思います。そう
いうことで、今のままの表現でよろしいのではないかと考えます。

知久委員

この場で決めることはごみ処理の話であり、健康はまた別の枠で決めれば
いいわけです。今は、働く人は、どこに行っても健康管理は、ある程度されてい
ます。ですから、あまり固執する必要はないし、どうしてもということなら賛
否で決めてください。

立本会長

それでは、知的障がい者の件は、このままでいいという意見が多いので、こ
のままだといたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それでは続きまして、第3章はいかがでしょうか。

長南委員

19 ページの「2）紙類の資源回収効率の向上」の5行目「可燃ごみとして排
出されていることが懸念されます」の「懸念」は、「想定」とか「推定」ではな
いと思いますが、いかがでしょうか。

立本会長

長南委員が言われた箇所は、意味合いとしても「推定」という言葉に替えさ
せてください。そのほかにございませんでしょうか。

松島委員

2、3日前に資料を配っていただいて、時間がなかったので夕べ整理して、
私の資料は今日配布させていただきました。

私の配布した資料は16 ページから始まっていますが、はじめに12 ページの
「表3-2-1 現状の平均ごみ種類組成の推計結果」に「不燃物混入率」とあ
りますがここの値（野田地域で16.7%）が、どれを足し合わせたものか分から
ないので、別枠にしたら分かりやすいという気がします。

それでは私の今日配布した資料のBのところからです。

これは失礼かもしれませんが、基本計画は記録というより、市民にできるだ

け読んでもらうことを想定しているはずですが、ですから、全体的に記事に表情を付けるとか、分かりやすい読み手の立場に立った編集等をしてもらいたいと思います。これは時間があれば後でコメントさせていただきます。

第3節 野田市におけるごみ処理の課題（16 ページ）「1. 現行計画の評価」（1）はページ全部が現在の評価で、ごみ処理の課題とは違うと思い、提案として、「1. 現行計画の評価」を第3節として、18 ページ以降として「第4節 野田市におけるごみ処理の課題」としたらよいのではないかと思います。現在と未来の課題に分けたほうが、私の頭の中には入る気がしました。

次に、①清掃工場の建設、生ごみの減量、紙類の分別は、主だった論議のテーマなので、読み手の立場に立って、もう少し詳しく、記述量を増やしていただきたいと思います。

②は、今お話しした章節の枠組みを変更していただけたらということです。

③は、「2. 本市におけるごみ処理の課題」（18 ページ）を（1）から（11）までありますが、できるだけ重要で、論議した重さに則って並べ替えていただいたらいいのではないかと思います。どれが重要かは、また論議になるかもしれませんが、そういう編集スタイルを取っていただけたらと思います。

以上の観点から⑤に章立ての組み換えの提案を示したので、参考にさせていただければ有り難いと思います。

「（1）新清掃工場及び新不燃物処理施設の建設」。

「（2）可燃ごみ対策」で原案では18 ページに「（1）可燃ごみ中の水分及び紙類の削減対策」、19 ページに「（2）紙類の資源回収の効率の向上」となっていますが、可燃ごみの対策は大きなことなので、小項目として「1）多量の水分である生ごみの対策」、「2）資源となる紙類の分別」、「3）ルール違反（不純物、不燃ごみ）の混入不燃ごみ対策」としてもう少し詳しく書いていただきたいと思います。

それから質問でもありますが、生ごみ対策として、堆肥化の議案については触れていません。会長以下、学識経験者の方が全体の構成上の意味合いから矛盾が来ない配慮からあえて抜かれたのか、水分にこだわっているところがあるので、その辺は説明していただけたらと思います。

細かな項目としては1）に「①コンポストの普及促進」として原案の「（7）家庭系生ごみ堆肥化装置の導入促進」としている部分を、柔らかく書く。「②堆肥化施設の整備・拡充」として原案の「（8）堆肥化施設の整備・拡充」とカテゴリーを組み換えたという感じになっています。それから「③リサイクルループの構築」は、28 ページの1 行目に文言がありますが、堆肥の排出者、生産者、消費者は可燃ごみ対策の記述の中に入れたほうが、整合性があると考えます。

「（3）分別の徹底～みんなのマニュアル『野田市のごみの出し方・資源の出し方』の周知徹底」など、「市民意識の向上」（19 ページ）というのは漠然とした言い方になるので、柔らかい分かりやすい表現をしていただけたらという提

案です。

「(4) 事業系ごみ (35 パーセントを占める)」としましたが、事業系ごみが 35%もあるのでパーセンテージを入れていただいたらという提案でございます。

「(5) 廃棄物減量等推進員と自治会の連携」はそのとおりです。

「(6) リサイクルの促進」は「1) リサイクル展示場の利用促進」と「2) リサイクルフェア等の活性化」として、リサイクルフェアの活性化は、「(2) 市民意識の向上」「2) リサイクルフェア等の再利用活動の活性化」(19 ページ)に入っていますが、リサイクルフェアとリサイクル展示場で並列的に挿入したほうがすっきりするのではないかという考えです。

「(7) 不法投棄の撲滅」は、監視カメラの設置もやっているのと一緒に入れるべきではないかという考えです。

「(8) ごみ出し困難者支援」は言葉の問題ですが、高齢者世帯等に対する配慮というより、ごみ出し困難者というほうが分かりやすいのではないかという表現の変更の提案です。

立本会長

松島委員のほうから提案等がありましたが、この件についてどういたしましたでしょうか。

長南委員

質問があったようなので、質問だけ答えたらどうですか。

富所委員

最初に 12 ページの表 3-2-1 は、確かに分かりにくく、せっかくの表が生きていないということなので、もう一回整理をさせてください。

それから、水切りと堆肥化の関係は、ある意味では表裏一体なところがあり、まず水切りをして、なお残るものは堆肥化しましょうという流れをとらえていくことだと思いますので、そういう趣旨で整理ができるか、検討させていただければと思います。

全体的なことで、本市におけるごみ処理の課題で挙げている整理が、御提案の一番大きな趣旨かと思います。整理の仕方は、第 4 章 ごみ処理基本計画の 25 ページの体系図を踏まえて、第 3 章で挙げた課題がそのままなだけ込むように整理をしました。ところが、大きく 4 項目に分かれており、その順番どおりに並ばないので、どういう考え方で整理したのかがきちんと説明できるように、私が漠然と思っていた整理の仕方では十分な納得が得られないことが分かりましたので、お時間をいただければということです。

松島委員

どうもありがとうございます。これは大きなことなので、先生方でしっかりと論議していただき組んでいただけたらと思います。

1つ気になることですが、富所委員が言われた可燃ごみ対策のところ、水切りのことが終わったら、堆肥化に進むと聞きましたが、現実的に水切りすることと堆肥化は次元が全然違うことだと思います。これは同時進行を行うもので、水切りがこれ以上できなくなって、堆肥化に行こうというレベルではなくて、水切りは水切りができる人は水切りをやって可燃ごみを出す。しかし堆肥化は堆肥化で別に組んでいく。そういう並列の行動がテーマだと思いますので、その点は非常に重要なので認識していただけたらと思います。そういう意味で私は、可燃ごみ対策のほうに水切りも堆肥化も全部並べたほうがいいという趣旨で提案しました。

惠委員

松島委員の御指摘はなるほどということで承っています。もう一つの考え方として、重点施策の体系図（25 ページ）で「廃棄物の排出抑制」の中に「（3）水切りの実施」があり、その下の「ごみ減量・リサイクルの推進」の中に、「（6）生ごみのリサイクル」の中の堆肥化等々がありと、仕分けして、それを生かしてリサイクルするルートを本当に進めてもらうことだけ書き分けているという考え方もあります。

立本会長

それでは、松島委員の件は惠委員の提案と併せて再整理させてください。

長南委員

松島委員が言われた件は、文章の過不足はあるのかもしれませんが、第3章 未来志向のところは節を変える話ですが、第1節は国などの状況で、第2節でまず野田市のごみ処理の現状を把握して、そのごみ処理の現状から、第3節で課題を抜き出して鮮明にし、これからどうするかというのが第4章 ごみ処理基本計画で具体的に入ってきます。第3章の作り方としては、野田市のごみの現状、それからそこから生まれてくる解決しなければならない課題、これを明らかにする章だということで、今、松島委員が言われたことは、第4章で具体的に議論したほうがいいと思います。

立本会長

ありがとうございました。我々も、長南委員が言われたような考え方で取り組んできたので、松島委員の言われていることは、第4章で少し検討させていただくことにしたいと思います。

江原委員

「(10) 不法投棄の撲滅」(22 ページ) ですが、これからごみ減量になったときに、不法投棄がさらに出てくる可能性は高いです。撲滅ということは確かに撲滅ですが、ここに罰則規定は設けられないでしょうか。

立本会長

廃棄物処理法の中には、罰則規定があります。

富所委員

一般廃棄物の場合も含めて、廃棄物処理法に罰則規定がありますので、ここで大事なことは、どういう問題点があるかということで、罰則について条例化するかは、先ほどの長南委員と同じ発想で次のところで御議論いただきたいと思います。

ただ、法律上罰則がありまして、先ほどの健康の問題と同じですが、基本的な枠組みは法律に委ねて、野田市ならではの一般廃棄物処理基本計画をどうするのか。ましてや基本計画なので、実施計画の中で具体的な施策として規定をするという幾つかの段階を経ながら考えるべきなので、あまり細かなことをやると実施計画で審議の余地がなくなります。あえて書かれていなければどこにも罰則がないということではないという意味で必要ないと思います。

笹木委員

22 ページの「図 3-3-6 不法投棄量の推移」というのがあります。不法投棄も様々で、大きなものから、例えばビニールの袋にくるんだものをポイ捨てしたりするものもあり、ここに書いてある不法投棄というのはどういうレベルの大きさのものか教えていただきたいと思います。

富所委員

不法投棄は様々ですが、ここはごみ置き場ではない、ごみステーションではないというところに置かれたものはすべて不法投棄と法律上は位置付けています。また、ここでもそういう意味合いでまとめました。

笹木委員

そうすると江原委員が言った罰則という話になるとピンきりの話があって、なかなか難しい。だから罰則というのは、廃棄物の法律にしておいたほうがいいのではないかという気がします。

立本会長

いかがですか。では、第3章はよろしいですか。

(異議なし)

立本会長

続きまして第4章 ごみ処理基本計画ですが、いかがでしょうか。

笹木委員

遡るかもしれませんが、重点施策で提案をさせていただきたいと思います。

一つは10年後に30%と目標値が承認されました。目標値というのは、あまり極端に高くも、低くもないというのが一般的な目標値の設定の仕方ではないかと思いますが、今回の30%は極めて厳しい目標値かと思います。というのは、平成12年度から平成22年度の10年間は9.9%減量されていますが、これは大きな手段がなかったとはいえ、例えば廃棄物減量等推進員の活動や、関宿の合併で人口がどんと増え、その後また徐々に徐々に人口は増えています。そういう中で10年間に9.9%減らしたというのは、結構みんなが頑張って減らした値ではないかと思います。今回の資料の推計した値が8%ぐらいで、今後のトレンドで見ても7%ぐらいしか行かない。それに対して目標は30%ですから、相当気持ちを引き締めてかからないと、これは達成できないのではないかと。

もう一つ、この目標値は、新しい清掃工場をつくるときに場所が決まって住民への説明にも関わり、30%をベースに焼却炉の規模などが決まります。決まったけれども、住民に説明するとき、重点施策の内容では30%はとても理解が得られないのではないかと思います。ページの関係もありますが、もっと具体的な施策にしてその中身も誰もが分かる言葉にして、だから行けるという重点施策にするべきではないかと思います。

そういう意味で、今回は重点施策の肉付けということも一つのテーマなので併せて提案をさせていただきたいと思います。

まず、「2. ごみ減量リサイクルの推進」(27ページ)の「(6) 生ごみのリサイクル」の「2) コンポスト利用者との連携」というところで、早期実施とありますが、もっと加速する書き方にするべきではないかと思います。加速の仕方は、例えば生ごみ堆肥化のパイロットで確認しますとか、不燃、可燃、生ごみという3つに分けなければいけないなどです。生ごみの分別は住民にお願いしていかなくてはならない。そのときの回収の仕方にも関わります。

山形県長井市にレインボープランというのがあり、これは9,000世帯中、5,000世帯が生ごみを出しています。その出し方は、ごみステーションに置いてある70リットルのポリバケツに住民が直接入れるというやり方で15年間やってきて、今も続いていると聞いています。そういうことで、ハンドリングが非常に重要です。このように、これだったらできるなという書き方を検討していただ

きたい。

もう一つは、市内全域で一度にはできませんので、一部の地域に協力していただいて、試験的にやっていく。それを拡大するというやり方がいいのではないかと思います。

それともう一つは、生ごみを堆肥化したら、堆肥化したものを使ってもらわないといけないわけです。今話した長井市の場合、農家と契約して堆肥を使っただけ先をきちんと用意している。堆肥化の場合、そこまで一緒に連携する必要がありますと思います。

次に、自治会のことが書かれていますが、自治会の共同コンポストを考えてみたらいかがなものかと思います。自治会で用意した場所にコンポストを置いて、生ごみを入れるような形を取るというやり方があるのではないのでしょうか。

それともう一つ、前回、生ごみの堆肥化については塩の問題を懸念されていましたが。先ほどの山形県長井市では15年続いています。塩については農家でも全く問題ないということです。生ごみの中の塩分は1%前後で、農業関係には全く影響がないと言われているので、どんどん進めたほうがいいのではないかと思います。

30ページに「(6) 生ごみ処理施設整備」に乾燥の話が出ています。清掃工場の廃熱を利用して生ごみを乾燥する方法があると思いますので、検討課題に加えていただければと思います。

最後になりますが、重点施策の内容を整理して、各項目でどれぐらいの低減が可能なのか、その結果を積み上げて、残った分をこういう形で住民にお願いしたいという、具体的な内容を示すようにして進めたらどうかなと思いました。

長南委員

大分、御提言をいただきました。まず30%の減量ですが、こういう減量施策で何パーセント減りますという形を取っている自治体もあります。この間、行政視察に行った鎌倉市では、6月に出した中間見直し計画で、具体的に一つ一つの項目でどういう減量施策を打つのかを積み上げて、全体でこれだけの減量をしますとなっていました。ですから、できれば野田市もそのようにしたいと思っていましたが、多分この短期間では具体的に積み上げることはできないと思います。

それからもう一点は、30%は無理ではないかというお話ですが、それは今まで過去10年間で10%行かなかったから無理ですと言われていましたが、今回は例えば、可燃ごみから紙ごみを分離してリサイクルに回したり、生ごみを堆肥化等に使ったりするので、そういった具体的な施策とセットで減らすということで、頑張ってもできないことではないと思います。何も具体的な施策を打たなければ、資料編の現状推移ですが、減量ということで何とか頑張れるのではないかと思います。

それからあと、市全体ではできませんから、モデル地域を選んでそこで具体的にやれるかを、ここに入れるべきではないかということですが、それは基本計画を作った上で、それに基づいて具体的な実施計画を野田市が作りますから、その実施計画の中で、計画をしていけばいいかと思います。

笹木委員

実施計画に入れる話は賛成です。そのようにしたほうがいいと思います。ただ、実施計画になると、例えば市民が細かいところまで見ていただけるかどうかという問題があります。ですから、ページの許す範囲で、この詳細は重点施策の中のここに書かれていますぐらいの配慮もしてみたらどうかという感じがしました。

松島委員

細かいことですが、質問と言葉の問題です。

私の配布資料２ページ目のＣ　P25 基本方針チャートについて説明します。ごみ重点施策の体系図のごみ減量・リサイクルの推進「（６）生ごみリサイクル」「２）コンポスト利用者との連携」とありますが、この連携という意味があまりよく分かりません。コンポスト利用者だけではなく、いろいろなやり方があるのではないかと思います。

２番目に、同じ項目の「（１１）資源回収業者の育成」ですが、再資源化組合の業者を対象に３０％に向けて改めて育成や指導をしていくのか、もっと広く加入していない資源回収業者のことを言っているのか、どの範囲のことをイメージされているのか質問です。

３番目に、環境保全意識の啓発の項目の「（１）環境教育の推進」、「２）環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度等の設立」は、仰々しいイメージがあるという論議があったと思いますので「環境美化を実施した児童・生徒への表彰等」でいいのではないかと、前回の審議会でそのような論議があった気がします。

あと、「ごみ処理システムの整備・拡充」の項目の「（６）生ごみ処理施設整備」は、「ごみ減量・リサイクルの推進」の「（６）生ごみのリサイクル」にカテゴリーとしては入るのではないかと思います。

富所委員

基本的にはこの場で意義を持って改正していくことでよいかと思います。今の件のお答えになるか分かりませんが、申し上げたいと思います。

その前に、基本計画とはいえ、具体的な内容を記述することは、できるだけ速やかに取り組まなければいけないものを、実施計画を待たずに対応できる体制をつくるということで一理あります。しかし、一方で２５ページの重点施策の

体系図は、前回まで議論して、皆さんがこれで行こうとまとめた中身で、先ほど御提案があった点は、ごみ減量・リサイクルの推進の項目の「(3) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置」とあり、紙についても生ごみについても、ここで具体的に議論をするということだったので、是非そちらで自由な議論ができるようにと思っています。

それから、これは一つのルールということで皆さんに御理解をいただきたいと思いますが、審議会はここに書かれたことだけですべてではありません。皆さんが発言されたことは議事録に残り、公開されます。ですから、議事録に書かれていることと違った方向に行ったりすれば、ここに戻って議論ができるということで、発言はそういう形でもいかされます。どこまで基本計画でまとめるかについては、厚くなれば厚くなるほど読んでいただきにくくなることもありますので、その辺を御理解いただければと思います。

それから、コンポスト利用者との連携は、私が最初に申し上げたことですが、せっかく資源化された堆肥も利用されなければ、ごみに戻ってしまうということです。野田市が本格的に生ごみをコンポスト化するならば、定期的に1年中使ってもらうことが必要になります。そのために、「2) コンポスト利用者との連携」(27 ページ)として、堆肥による食物の生産者を農協などと申し上げていますが、そういう人たちがこれなら使えるというレベルまでいかないといけないということです。場合によっては、東村山市で生ごみの堆肥化をやっていながら、専門委員会が置かれたときには、実際に視察に行くことも是非お願いしたいと思っています。

そういう意味で、項目がどうかというのはここで改めていただければいいと思いますが、その項目が書かれているとおりなのかを審議していただきたい。本編の体系図では制度まで書いてありますが、まずはできることからやろうということがいいのか、次の段階と併せて考えたらいいのではないかと思います。

あまり書き込みをし過ぎても、煩雑で分からなくなるし、足らなければ十分ではないということで、十分な議論をしていただければと思います。

立本会長

笹木委員の言われたこと、松島委員の言われたことの多くは、実施計画で述べられることではないかと思います。基本計画ではなく、実施計画のほうで詳細は述べさせていただくということによろしいですか。

(異議なし)

江原委員

25 ページの「ごみ処理システムの整備・拡充」の項目の「(4) 公害防止対策の徹底」の中に「1) 性能試験及び精密機能検査の住民の立ち会いの実施」と

「２）試運転の状態の立ち会の実施」この２点は公害対策の徹底で重要なので入れていただきたい。

これは何をするかというと、排ガスのデータがしっかり出ていますが、実際の運転の状況で排ガスの状況が変わってきます。私は焼却炉の設計など現場監督をしていましたが、測定業者との連携でかなり有利なデータが出てきます。これをある程度知識のある住民の立ち会いによって、かなり排ガスの状況を抑えることができ、公害防止対策の徹底につながります。

30 ページの「（４）公害防止対策の徹底」の補足説明になってきていると思います。焼却の立ち上げとか立ち下げのデータはまず出てきていませんで、その辺のチェックと、今後の施設での立ち上げ、立ち下げのところにバイパス装置を付けることを考えているかどうか、同時にトラブルが出たときにはそういうシステムが要ります。それから、中央操作室の立ち会いの状況をチェックするのも、適切な運転を確認するための公害防止対策だと考えていますので、先ほどの項目を入れて、かつ補足で、中央操作室の立ち会いの運転状況のチェックを住民ができるようにするということです。中央操作室では相当のデータがでてきますが、一般の見学路では、窓越しに見るだけなので、細かいチェックはできません。これは専門的なことなので、運転状況のチェックは非常に重要です。

それから、試運転や検査も、一般住民が立ち会いすることでメーカーにも市の運転する方たちにもかなりプレッシャーがかかりますので、排ガスについてはかなり規制できると思います。

この２点はかなり重要視していますので、これを入れていただきたいと思っています。

立本会長

江原委員の提案は確かに重要ですが、詳細な項目等は行政と市民と専門委員、あるいはメーカーと一緒に新たな専門委員会を設けて検討するというように思っていました。いかがでしょうか。

江原委員

これは詳細ではなく「（６）生ごみ処理施設整備」で、「１）堆肥化」と同じような内容ですので、25 ページには是非入れていただきたい。入れないと公害対策の徹底に結び付かない可能性があります。

長南委員

今の問題ですが、確かに市民は立ち会っていませんが、市民の中にもグループとして運転状況の連続紙、記録紙の情報公開をさせて、どうなっているかというチェックはしていると思います。

それと、もし行うのであれば、例えば清掃工場等環境保全協議会がきちんとチェック機能を果たしているのではないかと思うので、そういう方がやるということならば可能なのかもしれませんが、一般市民が立ち上げ、立ち下げに立ち会って担保するのか具体的なことが思いつかないので、会長が言われたように、専門委員会等を活用して、この中には書かないで今後の課題にしておいたほうがいいのではないか。現実には、市民が中央操作室に入るより、きちんと記録を取らせているので、そういったことで対処をすればいいのではないかと思います。

江原委員

一般的には情報公開をされていると思いますが、現実的には運転の立ち上げ、立ち下げは、温度が上がってない状況のデータがあるわけです。そのデータと、そのときに煙突から出ているデータが完全にイコールになっていません。委員会に委託するということですが、そこまで分かっている人であるかどうかの問題があります。だから公害対策の徹底というのであれば、そこまでやらないといけない。

知久委員

そういうことは公害防止協定を地域で締結をして、地域の人はまたそういう勉強をして進めることで、私は関宿の責任者をやっていますが、何かあればすぐに行って、データを出してもらいます。ですから、ここまで市民の立会いは必要ないと思います。

江原委員

地域の人と協定の締結といいます。排ガスが出たときには何キロ先にも飛んでいきます。地域の線引きについては今後の問題だと思いますが、空気が運んでくるので、地域住民がチェックしているからいいのではなく、分からない人間が付いてもしょうがないのです。

惠委員

江原委員の言われることは、「(4) 公害防止対策の徹底」だけでは、問題として性能試験や運転状況の立ち会いをしないと信頼できないという背景がおありかと思います。その意味で議事録には今の議論として、「(4) 公害防止対策の徹底」と信頼性の確保が話し合われているということではいかがでしょうか。それによって、次の実施計画の段階で設けられた検討組織や、モニタリングシステムなどの人の組織が必要ということになっていく、そこで議論の上、組み込みがあるかどうかになると思います。「性能試験や精密機能検査の立ち会い、実施」という言葉はどうしても入れたいという御指摘でしょうか。

江原委員

個人的には入れたい。しかし、審議会の決議で入れなくてもいいということであればそれはそれで結構です。ただし、議事録にはきちんと載せてください。

古橋委員

これは基本方針なので、江原委員の言うことは分かりますが、結論からいえば、入れる必要はないと思います。そういう言い方をされると、ほかの項目でも各論は細かいことがあり、基本的に重要なことはたくさんあります。各論でいくらエキスパートが極めて大切だということと言っても、それはものの言い方だと思います。これは、基本方針なので、どうしてもダイジェスト版になるのはしょうがないということです。

ただ、例えば専門委員会、プロジェクトチームを必要に応じてやると書いてありますが、必要に応じてというのはすごくトーンダウンします。しかし、そういうものを掘り出していくときりがないということです。

立本会長

それでは、まだ異論があるかもしれませんが、原案のとおりにさせていただいて、江原委員が言われたことは、専門委員会等を新たに設けて、詳細なことは再度検討していただく。その代わり、今言われたことはすべて議事録に残しておくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それではそのようにさせていただきます。

長南委員

第2節 施策の体系(24 ページ)の留意事項(2)の本文3行目で「指定ごみ袋無料配布数の見直し施策は、ごみ減量対策としては、最も直接的で有効な施策ですが、ごみ減量による還元制度の見直し施策、持込ごみ処理手数料の改定」と書いてあります。確かにこの二つも必要ですが、指定ごみ袋の見直しというのは無料配布数を減らしていきたいということで、減らすためにはそのための施策が必要だと申し上げたと思います。例えば、「資源回収の拡充や生ごみ回収施策」を入れれば、これらをやすることで、指定ごみ袋の無料配布数の見直し施策につながるのではないかと思います。27 ページの「(4) 指定ごみ袋無料配布数の見直し」にも同じことを付け加えていただければと思います。

30 ページの「(4) 公害防止対策の徹底」の本文の最後が、「環境保全協議会

に報告します」とありますが、ここに付け加えて、「報告するとともに市民に公表します」としたほうがいいのではないかと思います。多分今も公表していると思いますが。

30 ページの「(7) 焼却灰のリサイクル推進」で、私はそこまではやることはないと思っていますが、一部そういう声があるのと、今後、最終処分場が市外の民間施設に頼っているという中で、要求が出てくる可能性があるかと思うので、「推進します」の後に、「また焼却灰のスラグ化についても必要に応じて検討します」を入れておいたほうがいいと思います。スラグ化は大変コストがかかるので賛成ではありませんが、そういう必要に迫られることもこの10年間に起こるかもしれないので、一応付け加えて置いたおいたほうがいいのかと思います。

27 ページの「(2) 資源回収の拡充」の本文の1行目で「新聞販売店等を活用した民間回収を」とありますが、上から目線のように受け取れますので、「新聞販売店等が行っている民間回収を」としたほうがよいかと思います。

立本会長

分かりました。24 ページの留意事項の(2)、27 ページの「(4) 指定ごみ袋無料配布数の見直し」は、施策の記載が十分ではないので加筆いたします。また、27 ページの「(2) 資源回収の拡充」は、「新聞販売店等が行っている」と変更いたします。30 ページのスラグ化はエコセメント化と同じようなことなので、それも加筆をするということで、文言等は再度整理させていただくことにしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

竹内委員

細かいことですので、議事録にだけ載せていただければいいと思います。基本計画 29 ページ「(10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化」の「廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会等との連携強化」ですが、自治会の中で推進員のなり手が見つからなかったり、推進員の方の取り組み方に温度差があったりするので、推進員の育成を念頭に入れていただければ有り難いと思います。

立本会長

それは議事録に残します。また、表現も少し考えてみたいと思います。

那須野委員

廃棄物減量等推進員は現在 394 名いますが、皆さん大変な中、地域の方ある

いは自治会等から推薦されて出てくると思いますが、ボランティア精神がすごく強くて頑張ってくれる方が多いです。しかし、くじ引きで決まった推進員など、地区連絡会に消極的な方も結構います。やはり選ばれた方の育成、あるいは選ぶ前にある程度ボランティアができるとか、地域活動の経験があるなど、検討を要するかと思えます。ここで検討する問題ではないと思えますが、竹内委員の意見にプラスして希望を述べておきます。

江原委員

30 ページの「(7) 焼却灰のリサイクル推進」ですけれども、スラグ化することが一番いいと思っています。ただし、スラグ化するとすれば焼却炉の機種が熔融炉に決まってくるので、ここでその項目を入れるのであれば、「一部エコセメント化またはスラグ化」という文章にするとよいと思います。

立本会長

言い方が足りませんでした。私が思っているのもそういう意味です。

長南委員

スラグ化というのは、必要に応じて検討ということです。スラグ化をすることになっても、機種は決定しません。例えばスラグ化を自前ではなく、ほかに委託処理をするという方法もあります。自前でやっても委託処理でも、お金は大変掛かります。また、例えば普通に焼却をして、焼却灰だけを熔融処理する方法もあるので、必ずしも機種が決定するとは思いません。

野田市では家庭系は結構、市民の方に一生懸命頑張ってもらっていますが、事業系がまだまだ弱いということが共通認識としてあるのではないかと思います。そういう意味で、施策の体系図(25 ページ)に「(12) 事業系ごみの排出指導」とあります。ここではこの表現で構わないと思いますが、例えば川崎市の場合は、持ち込みごみを抜き打ちでベルトコンベアに開けて、それを警察OBが、どういう分別の状態になっているかチェックします。その結果、きちんと分別していないものを持ち込んだ業者は罰則を受けて、出入り禁止のようなシステムを取ったら、途端に事業系ごみが分別をされて、ごみの量が減ったという事例があります。単なる排出指導だけではなくて、排出指導にはそのような点検、チェックも頭に置いていただければと思っています。

もう一つ、資-36 の「(4) 目標値に対する結果のまとめ」で、前から気になっていることですが、可燃ごみ、不燃ごみが減り、資源回収量も減りましたということですが、資源回収量の減少は、過去数年間の新聞販売店の回収量によって、紙の量が減っているということでした。ただ、この3年間、4年間の傾向が10年間続くのか、販売店回収も頭打ちになるのではないかと思います。これは推計が大変難しいと思います。

さらにもう一つは、この基本計画の中で紙の集団資源回収の施策を新たに加えるわけですから、可燃ごみから紙を回収に持ち出すわけです。その持ち出しの推計が入ってないのではないかという疑問がありますが、その辺はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

富所委員

お答えをいたします。資-28の「図4-4 集団資源回収の内訳」ですが、集団資源回収の1人当たりの原単位が確実に落ちていきます。平成18年度は173g/人・日、そして平成33年度が103g/人・日ということで、6割程度になります。この内訳の紙類ですが、平成18年度は6,657トンで集団資源回収全体(9,785トン)の68%です。それに対して平成33年度は2,958トンであり全体(5,896トン)の50%です。

一般的には、集団資源回収で各品目を集めますが、約9割が紙ごみというのが通常の自治体の例です。ということは、平成18年度においても、野田市は集団資源回収における紙類の比重は小さいわけです。そしてそれがさらに半分になってしまうということです。そういう意味では野田市の集団資源回収の実態は、かなり例外的なものと受け止める必要があるということです。

それから、資-3の「表1-4 集団回収団体数の推移」がありますが、平成13年度から平成22年度で、少し波があるにしても傾向としては増加傾向にあります。これが平成33年度までの間にどういう傾向を示すかは推定していませんが、一般論で言いますと、集団回収団体は通常の自治体は減ると見込んでいます。その理由は、一般論ですが、町会が高齢化すると集団回収として1カ所に集めて持って行ってもらうので、分別状況のチェック等、町会の役員の皆さんやそれを支えるボランティア活動が重要になります。そうすると、町会の数が減るということではありませんが、通常、実施団体数は減る。あるいは町会そのものが集団回収をしないということも含めて、減少傾向にあります。それに対して、野田市は少なくとも去年までは増えており、今後は一歩譲って横ばいだとしても集団資源回収量は減るということです。これについてはもう少し分析が必要かもしれません。

集団資源回収あるいは販売店回収がある程度まで進み、横ばいになることがあっても、その後、ごみとして出することは通常ありません。それは、一度生活のスタイルとなったものを、ごみに出すことは非常に抵抗が出てきます。その資源物を販売店回収か、集団回収でカバーできるのか、あるいは今後、行政回収などを行うのかは検討の余地がありますが、ごみとして出てこないということだけは、私の経験から確信を持って申し上げられます。そういう意味でごみ量予測には直接心配はいらないと申し上げたいと思います。

長南委員

確かにおっしゃるとおりだと思います。私どもが今から対策を打たなくては
いけないのは可燃ごみのところが中心ですから、可燃ごみに今の紙ごみが減っ
ているなどのことがごみ量の予測に影響するとは思いません。

那須野委員

最近業者も新聞をあまり持っていきません。一番持っていったときには、
我々も多少は紙代をいただきました。最近紙の値段がよくないので、自治会
の集団回収に相当出てくるようになりました。

もう一つ、実際に我々が10年ぐらい集団資源回収をやっていると、紙の回収
量は減ってきています。多分、今はインターネットを利用するため、辞書など
をあまり使わなくなったので、卒業してもそういうものが出てこないのではな
いかと思います。

もう一点、出されるごみ袋の中には随分紙が入っています。ちょっとこぼし
たときには広告等で拭いて、汚れてしまうので回収に出さずに可燃ごみで出す。
その辺を今後、どう少なくするのが我々の宿題だと考えています。

小室委員

29ページの「(12) 事業系ごみの排出指導」で、事業用大規模建築物の所有者
へ減量計画書の届出を求めているとしています。審議会の中で家庭用のごみは
時間と知恵を搾って議論してきましたが、事業系のごみに関しては市民がなか
なか立ち入れないし、分からない部分なので、ごみの減量に対しては議論でき
なかったところですが、事業用大規模建築物の所有者以外の事業系のごみに関
しての記述が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

立本会長

大規模の事業者に対する記述はあるけれども、中小規模の事業系については
施策等が十分ではないので、実施計画で今言われたようなことを詳しく書いて
いこうと思っています。

小室委員

分かりました。

立本会長

残りの第5章ですが、3時45分まで休憩をいたします。

(休憩)

立本会長

会議を再開させていただきます。

第5章につきまして、御意見、コメント等がございましたらお願いします。

小俣委員

「第5章 計画策定に当たっての留意事項」(34 ページ)について、「第1節 実施体制」の1～4までは「確立します」、「努めます」、「予定しています」、「策定します」、「進めます」ということで、これを市がやりますよということですが、「第2節、地球温暖化防止への配慮」は、「構築することが必要です」と放り投げたような感じがするのですが、表現を変えていただけるといいなと思います。

立本会長

「構築します」と直させていただきます。そのほかにございますか。

笹木委員

第1節の「4. 環境マネジメントシステムの導入」で、「エコアクション 21 の認証・登録」とあります。これは日本版の ISO で、ほかにもいくつかありますが、エコアクション 21 で行うということでしょうか。例えば KES とかエコステージなどがありますが、そういうこともいろいろ検討した結果、これに決めたということでしょうか。

富所委員

ここで申し上げたかったことは、皆さんのほうでまとめていただいた環境マネジメントシステムの導入ということですので、エコアクション 21 は例示と受け止めていただいて、そのような表現を書かせていただければと思います。

笹木委員

分かりました。

立本会長

そのほかにございませんでしょうか。以上で第1章から第5章まで、「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の全体に目を通したことになります。幾つか訂正、加筆等々がございました。

今後ですが、パブリックコメントは、1月16日から1カ月という予定をしています。また、次回の審議会が1月9日（月）の祝日、21日（土）で、誠に申し訳ありませんが、この2回とも私と富所職務代理ともに都合がつかず出席できません。パブリックコメントが1月15日ですと、本日の内容を修正したものを皆さんの前で再度審議することが非常に困難となります。

そこで提案ですが、今、皆さんに述べていただいたことを恵委員と富所委員と私で加筆、訂正して、パブリックコメントで出すものを皆さんのほうにお送りします。それを事務局でパブリックコメントにかけていただくということでいかがでしょうか。

(異議なし)

3 閉会

立本会長

ありがとうございました。

それでは今の予定では1月16日ということなので、年内もしくは年明けすぐにでも、パブリックコメントにする基本計画を皆さまにお送りいたします。次回の審議会ですが、先ほど言いましたように1月9日、21日は2回ともどうしても2人とも時間が取れないものですから、その次の日程等につきましては、事務局から述べていただけるのではないかと思います。

本日、第8回審議会の議事録署名委員ですけれども、笹木勝利委員と小倉妙子委員になっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

よろしくお願いいたします。以上で今日の議事はすべて終わりました。では、事務局からよろしくお願いいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

本日は長時間にわたり貴重な御審議をいただき、ありがとうございます。

次回ですが、1月29日(日)1時から野田市保健センターの3階会議室でお願いしたいと思います。

パブリックコメントですが、16日から行わせていただくことになると思います。このパブリックコメントの際は、前にあったサブタイトルの募集も予定をさせていただきます。

次回の1月29日ですが、議題は選定基準に入っていきたいと思います。具体的なことにつきましては、これから会長等と相談させていただいて、事前に資料を送らせていただきますので、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

松島委員

1月9日と1月21日がキャンセルになって、次の2月11日は予定どおりということですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

1月29日の次は2月11日で予定どおりです。第9回審議会が当初の1月9日から1月29日に、第10回審議会が当初の1月21日が2月11日に変更となります。それ以降については、次回に次の開催日の日程案を示させていただきたいと思います。

富所委員

すみません、会長が不都合な場合には私が代わるというのが最初に与えていただいた役割ですが、たまたま私も同じ日に不都合があって、大変申し訳ございません。日程は変更しますが、審議の中身は少なくなるということではありません。皆さんに決めていただいた日程を守らないということについてお詫び申し上げますが、よろしくお願い申し上げます。

立本会長

どうもすみません。本日はどうもありがとうございました。

※ この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。